

堺市青少年指導員要項

1 目的

この要項は、明るい近隣社会づくりにむけ、地域が一体となり未来を担う青少年の健全育成活動を行うため、その主体となる有志の堺市青少年指導員（以下「指導員」という。）について必要な事項を定める。

2 選任

市長は、校区自治連合会長からの推薦（校区自治連合会が組織されていない校区にあつては、堺市青少年指導員連絡協議会長からの推薦）に基づき指導員を選任する。推薦基準については、次のとおりとし、選任された者に対し堺市青少年指導員証を交付する。

- (1) 20歳以上である者。ただし、初めて指導員に推薦される場合はおおむね60歳未満が望ましい。
- (2) 当該小学校区に居住し、社会的信望のある者
- (3) 青少年健全育成活動について理解と熱意をもち、青少年の育成指導に実績のある者又は今後その期待ができる者

3 学校長への通知

市長は、指導員の活動の円滑な実施に資するため、選任した指導員の氏名等について当該校区の小・中学校長へ通知するものとする。

4 任期

任期は、4月1日から翌々年の3月31日までの2年とする。ただし、再任は妨げない。なお、改選期に際しては、各校区において次期青少年指導員が選任されるまで、前任者がその職を行う。また、転出等やむを得ない理由があると認められるときは、任期途中においても解任するものとする。この場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 報酬

指導員は、無報酬とする。

6 青少年指導員会

指導員は、青少年健全育成活動を円滑かつ効果的に推進し、及び実施するために、各小学校区において校区青少年指導員会（以下「指導員会」という。）を組織するものとする。

7 定数

各指導員会を構成する指導員の定数は、おおむね10人以上とする。

8 校区幹事及び校区副幹事

指導員会は、その代表者として校区幹事1人を置き、その任務は、次のとおりとする。なお、その任務を補佐させ、又は代理させるために校区副幹事1人を置く。

- (1) 地域ぐるみの青少年健全育成活動の総轄
- (2) 小・中学校及び地域団体等との連携
- (3) 堺市青少年指導員連絡協議会活動への参画
- (4) 堺市との連絡調整

9 活動

指導員会は、関係機関及び地域団体等との密接な連携を保ちながら、地域において有意義であると認められる青少年健全育成活動を自主的に推進し、及び実施するものとする。また、指導員は、相互の情報交換を行うとともに関係機関等が行う研修事業に積極的に参加し、指導員としての資質向上に努めるものとする。

附 則

この要項は、平成13年4月1日から施行する。

この要項は、平成15年4月1日から施行する。

この要項は、平成25年4月1日から施行する。